日本大腸肛門病学会 倫理審査委員会（様式1）

**「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」**

**倫理審査委員会審査及び付随業務委託に関する契約書**

一般社団法人日本大腸肛門病学会（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、両者間で以下のとおり契約を締結する。

（委託業務の内容）

第１条　乙は甲に対し、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」のうち、甲の定める「一般社団法人日本大腸肛門病学会倫理審査委員会迅速審査要項」（以下「審査要項」という。）に基づく研究について倫理審査を委託し、甲はこれを受託する。

（審査申請等の手順）

第２条　研究課題名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　について、乙は審査要項に従い、甲に対し審査申請を行うものとする。

（審査費用）

第３条　乙は、審査に要する手数料として、１案件あたり３０，０００円（税別）を研究倫理審査依頼受諾書の受領日から２週間以内に甲に支払うものとする。ただし、乙が本学会主体の研究を行う者である場合は、この限りではない。

２　前項の「１案件」の基準は、審査要項第９条のとおりとする。

（秘密保持）

第４条　甲及び乙は、相手方の書面による同意その他正当な理由がない限り、本契約に基づく業務により知りえたお互いの情報を第三者に開示しないものとする。

（契約の終了）

第５条　本契約は、甲の倫理審査委員会による乙からの研究終了報告書の受領をもって終了する。

（解約）

第６条　甲は、乙からの倫理審査依頼に係る研究が、審査要項の対象外の研究又は甲の倫理審査委員会による審査が不適当な研究と甲が判断したときは、本契約を解約することができる。

２　甲の求めに対し乙が対応を怠ったまま、６か月が経過した場合は、甲は本契約を終了することが

できる。

３　乙は、甲に事前（倫理審査委員会審査依頼受諾書発行前）に申し入れることにより、いつでも本契約を解約することができる。

４　本契約が解約された場合には、解約までに成立した契約には影響を及ぼさないものとする。

５　第１項又は第２項により本契約が解約又は終了した場合、乙は、甲に対し、支払済みの審査費用の返還を求めることはできないものとする。

６　第３項により本契約が解約された場合、甲は、乙に対し、受領済みの審査費用を無利息にて返還するものとする。

７　第１項及び第２項により本契約が解約された場合、乙は、甲に対して、損害賠償の請求をすることができない。

（協議）

第７条　本契約に定めのない事項または疑義のある事項については、その都度信義誠実の原則に従い、両者協議の上解決するものとする。

（管轄裁判所）

第８条　本契約に関する管轄裁判所は、東京地方裁判所とするものとする。

　以上、本契約締結を証するため、本書２通を作成し、両当事者それぞれ記名押印の上、

各１通を保有する。

西暦　　　　年　　月　　日

（甲）東京都港区高輪３－２０－９

　　　高輪シティビル

一般社団法人日本大腸肛門病学会

理事長　板橋　道朗

（乙）〇〇〇〇〇〇〇〇

　　　〇〇〇〇〇〇〇〇

　　　〇〇〇〇〇〇〇〇